

徳島県国土利用計画

(第四次)

(注釈付き)

平成22年3月

徳 島 県

徳島県国土利用計画（第四次）

平成22年3月19日
県議会議決

目次

前文

第1 県土の利用に関する基本構想	1
1 県土利用の基本方針	1
2 地域類型別の県土利用の基本方向	6
3 利用区分別の県土利用の基本方向	8
第2 県土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標及びその地域別の概要	12
1 県土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標	12
2 地域別の概要	14
第3 第2に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要	15
1 公共の福祉の優先	15
2 国土利用計画法等の適切な運用	16
3 地域整備施策の推進	16
4 安全で安心な県土の形成	16
5 環境の保全と美しい県土の形成	17
6 土地利用の転換の適正化	19
7 土地の有効利用の促進	20
8 多様な主体の参画による県土の管理	22
9 県土に関する調査の推進及び成果の普及啓発	22
10 指標の活用と進行管理	22

前文

この計画は、国土利用計画法第7条の規定に基づき、徳島県の区域における国土(以下「県土^{*1}」という。)の利用に関する基本的事項について定める計画であり、全国の区域について定める国土の利用に関する計画(以下「全国計画」という。)及び県内の市町村の区域について定める国土の利用に関する計画(以下「市町村計画」という。)とともに、同法第4条の国土利用計画を構成し、市町村計画及び徳島県土地利用基本計画の基本となるものである。

*1 県土・・・土地、水、自然等の県土資源及びこれに人間が働きかけ形成した蓄積の総体のこと。具体的範囲としては、本計画においては、徳島県の全域から海域を除いた部分(ただし、沿岸域は含む。)をさす。

第1 県土の利用に関する基本構想

1 県土利用の基本方針

(1) 基本理念

県土の利用は、県土が現在及び将来における県民のための限られた資源であるとともに、生活及び生産を通ずる諸活動の基盤であることにかんがみ、公共の福祉を優先させ、自然環境の保全を図りつつ、地域の自然的、社会的、経済的及び文化的条件に配慮して、健康で文化的な生活環境の確保と県土の均衡ある発展を図ることを基本理念として、総合的かつ計画的に行われなければならない。

(2) 県土の特性

本県は、四国の東部に位置し、県土面積は約4,145km²である。

気候は、北部は温暖乾燥の瀬戸内気候、南部は温暖湿潤な太平洋気候に大別され、内陸部の一部には、冷涼・湿潤な日本海側気候（山岳気候）も含み、気象条件は複雑である。

山地が多く、県土の75%は森林であり、中央部を東西に走る四国山地は、西日本有数の高山である剣山を中心として険しい山々が連なり、北部の讃岐山脈は、なだらかで低い山々が並んでおり、山麓には扇状地が発達している。

また、「四国三郎」吉野川を始めとして、多くの河川が上流で美しい渓谷を築き、中下流には肥沃な土壌を供給するなど、大きな恵みをもたらしている。

海岸部は、北部には砂浜海岸が多いのと対照的に、南部では、山地が海に迫ったりアス式海岸が多く、海は深く、港湾として適当な地形を有している。

地質的には、中央構造線を始めとする構造線に沿って、地すべり地帯が密集し、地すべりや山腹崩壊が多い。

県土の人口分布は、東部地域に人口の74%が居住しており、東部地域への集中が高まる一方で、中山間地域では過疎化・高齢化が進行している。

今後の県土の利用を計画するに当たっては、これらの特性を踏まえ、県土の利用をめぐる次のような基本的条件の変化を考慮する必要がある。

(3) 県土利用をめぐる基本的条件の変化

ア 県土の有効利用への要請

本県の人口は、近年、全国に先行して減少過程に移行し、65歳以上の高齢者の割合も全国平均より高く、今後もこの傾向は続くと予想されている。

このような人口減少社会の到来と急速な高齢化の進展の中で、全体としては市街化圧力^{*2}は弱まる傾向にある。

特に、都市内においては、一部の利便性の高い地区での人口増加の一方、それ以外の地区での人口減少が見通される中、中心市街地の空洞化、虫食い状に

*2 市街化圧力・・・人口や産業の集積など、市街化へ移行する要因のこと。

増加する低未利用地^{*3} などにより，土地利用の効率の低下などが懸念される。

また，農用地^{*4}，森林等の自然的土地利用からの転換圧力も減少傾向にあるが，都市の外周部において，農地から宅地への転換など拡散型の土地利用がみられることから，都市機能の拡散を抑制するため，引き続き土地利用転換の調整を図る必要がある。

したがって，全体としては地目間の土地利用転換は鈍化しているものの，地区によっては土地の収益性や利便性に対応した新たな集積なども見込まれることから，土地需要の調整，効率的利用の観点から引き続き県土の有効利用を図る必要がある。

イ 安全で安心な県土への要請

近年，大型台風や集中豪雨による災害の増加や被害の甚大化，自然災害のおそれのある地域への居住の拡大，過疎化・高齢化に伴う地域社会の弱体化などがみられ，安全で安心な県土への要請が高まっている。

特に，今後30年以内に60%程度の確率で発生するとされる南海地震^{*5}の切迫性は高まっており，地震発生時に県民の生命財産を守り，災害の被害を最小限に留める対策が急がれている。

また，吉野川，那賀川でのダム貯水率が0%となる異常渇水が頻発し，流域の農業・工業等へ影響を与えている。

ウ 低炭素社会^{*6}，循環型社会^{*7}，自然共生社会^{*8}への転換

地球温暖化が進行し温室効果ガス^{*9}排出削減が急がれる状況や，地球規模での生態系の危機等，自然の物質循環への負荷の増大にともなう生じる諸問題や，東アジアの経済成長にともなう資源制約の高まりに適切に対処するため，循環と共生を重視した県土利用を基本とすることが重要となっている。

エ 良好な景観への要求や自然志向等の高まり

美しい農山漁村や落ち着いた都市の景観の毀損，生活環境や自然環境の悪化

*3 低未利用地・・・土地利用がなされていない土地又は個々の土地の立地条件に対して利用形態が社会的に必ずしも適切でない土地のこと。

*4 農用地・・・農業生産に利用される土地で，本計画では，農地法第2条第1項に定める農地及び採草放牧地のこと。

*5 南海地震・・・南海トラフ沿いの紀伊半島沖から四国沖を震源地として，およそ90～150年周期で発生する巨大地震。

*6 低炭素社会・・・生活の豊かさの実現と温室効果ガス排出削減が同時に達成できる社会のこと。

*7 循環型社会・・・廃棄物等の発生が抑制され，循環資源の循環的な利用が促進され，及び循環的な利用の行われないものの適正な処分が確保されることによって，天然資源の消費が抑制され，環境への負荷ができる限り少ない社会のこと。

*8 自然共生社会・・・生物多様性が適切に保たれ，自然の循環に沿う形で農林水産業を含む社会経済活動を自然に調和したものとし，また様々な自然とのふれあいの場や機会を確保することにより，自然の恵みを将来にわたって享受できる社会のこと。

*9 温室効果ガス・・・二酸化炭素，メタンなど，赤外線を吸収し再放出することにより，地表付近の大気を暖める効果を持つ気体のこと。

などが懸念される一方、歴史的・文化的景観の保全や里地里山^{*10}の保全・再生、自然とのふれあいや心の豊かさ等に対する県民の志向が高まっている中で、安全面や環境面も含め、人の営みと自然の営みの調和を図ることにより、美しくゆとりある県土利用を更に進めていくことが求められている。

このような県民の要請にこたえる県土利用の質的向上を図っていくことが重要となっている。

オ 地域の土地利用への参加と地域を越えた土地利用相互の関連性

県民の価値観の多様化などの中で、例えば身近な生活空間として土地利用を認識し、建物、道路、緑などを一連のものにとらえて快適性や安全性を考えるなど、個々の土地利用を横断的にとらえるべき状況がみられる。

また、港湾・空港の拡張整備や高規格幹線道路等の整備推進による陸海空の広域交通ネットワークの形成により、人々の行動範囲が拡大する中で、例えば、都市近郊での大規模集客施設の立地により、周辺市町村の既存市街地での低未利用地が増加するなど、特定の土地利用が他の土地利用と相互に関係する状況がみられる。

さらに、地域間の交流・連携が進む中で、例えば、森林づくり活動への都市住民の参加など、地域の土地利用に対して地域外からも含めて様々な人や団体が関与する状況もみられる。

すなわち、地域の様々な土地利用をそれぞれ別個のものとしてとらえるのではなく、土地利用の相互の関係性の深まりや多様な主体のかかわりの増大などを踏まえ、総合的にとらえていくことの重要性が高まっている。

また、身近な空間の土地利用に自らもかかわりたいという人々の意識の高まりや、土地利用諸制度にかかる地方分権の進展などの中で、地域の実情に応じた創意工夫ある取組の重要性も高まっている。

これらの状況に適切に対応するため、地域ごとの柔軟な対応の下、次世代へ向けて能動的に県土利用について総合的な観点からマネジメントを行っていくことが期待される。

(4) 基本方針

これらの基本条件の変化を踏まえ、本計画の課題は、限られた県土資源を前提として、必要に応じて再利用を行うなど、その有効利用を図りつつ、適切に維持管理するとともに、県土の利用目的に応じた区分（以下「利用区分」という。）ごとの個々の土地需要の量的な調整を行うだけでなく、全体としては土地利用転換の圧力が低下するという状況を県土利用の質的向上をより一層積極的に推進す

^{*10} 里地里山・・・奥山自然地域と都市地域の間位置し、さまざまな人間の働きかけを通じて環境が形成されてきた地域であり、集落を取り巻く二次林と、それらと混在する農地、ため池、草原等で構成される地域のこと。

るための機会としてとらえ、県土利用の質的向上を図ること、さらに、これらを含め県土利用の総合的なマネジメントを能動的に進めることによってより良い状態で県土を次世代へ引き継ぐことである。

これらの課題への対応に際しては、長期にわたる内外の潮流変化をも展望しつつ、豊かな生活や活力ある生産が展開される場として、県土の魅力を総合的に向上させるよう努めることが重要である。

ア 土地需要の量的調整

土地需要の量的調整に関しては、まず、人口減少下においても当面増加する都市的土地利用^{*11}について、土地の高度利用や低未利用地の有効利用を促進することにより、その合理化及び効率化を図るとともに、計画的に良好な市街地の形成と再生を図る。

他方、農林業的土地利用^{*12}を含む自然的土地利用^{*13}については、地球温暖化防止、食料等の安定供給と自給能力の向上、自然循環システムの維持、生物多様性の確保等に配慮しつつ、農林業の生産活動とゆとりある人間環境の場としての役割に配慮して、適正な保全と耕作放棄地^{*14}等の適切な利用を図る。

また、森林、原野、農用地、宅地などの相互の土地利用の転換については、一旦転換すれば再び元の状態に戻すことが困難であること、生態系を始めとする自然の様々な循環系や景観に影響を与えること等にかんがみ、計画的かつ慎重に行うことが重要である。

イ 県土利用の質的向上

県土利用の質的向上に関しては、県土利用の質的側面をめぐる状況の変化を踏まえ、安全で安心できる県土利用、環境首都を目指した^{*15}県土利用、美しくゆとりある県土利用といった観点を基本とすることが重要である。その際、これらの相互の関連性にも留意する必要がある。

(ア) 安全で安心できる県土利用

災害に対する地域ごとの特性を踏まえた適正な県土利用を基本としつつ、地域で災害に備える「共助」や被災時の被害の最小化を図る「減災」の考え

*11 都市的土地利用・・・住宅地、工業用地、事務所、店舗用地、一般道路等、主として人工的施設による土地利用のこと。

*12 農林業的土地利用・・・主として農業生産活動又は林業生産活動の用に土地を利用すること。農地、採草放牧地、森林(自然環境の保全を旨として維持すべき森林を除く。)、農道、林道等がこれに該当する。

*13 自然的土地利用・・・農林業的土地利用に、自然環境の保全を旨として維持すべき森林、原野、水面、河川、海浜などの土地利用を加えたもの。都市的な土地利用以外の土地利用を総称したもの。

*14 耕作放棄地・・・農林業センサスにいう、以前耕地であったもので、過去1年以上作物を栽培せず、かつ、ここ数年の間に再び耕作をする考えのない土地のこと。

*15 環境首都を目指した・・・持続可能な未来の創造に向け、地球規模での環境問題への対応、自然との共生、潤いあふれる生活環境づくりなど、斬新な発想や先進的な取り組みで環境の世紀をリードする「環境首都とくしま」を目指すこと。

方を踏まえ、諸機能の適正な配置、防災拠点の整備、被害拡大の防止や復旧復興の備えとしてのオープンスペース^{*16}の確保、ライフライン^{*17}の多重化・多元化を進めるとともに、水系の総合管理、農用地の保全管理、森林の持つ県土保全機能の向上、総合的な渇水対策の推進等を図ることにより、県土の安全性を総合的に高めていく必要がある。

(イ) 環境首都を目指した県土利用

低炭素社会、循環型社会、自然共生社会の3つの社会構築理念のもと、省エネルギーの推進や再生可能エネルギーの導入、人間活動と自然が調和した物質循環の維持、流域における水循環と県土利用の調和、緑地・水面等の活用による環境負荷^{*18}の低減、野生生物の生息・生育空間を有機的につなげるエコロジカル・ネットワーク^{*19}の形成による自然の保全・再生・創出等を図ることにより、自然のシステムにかなった、環境首都を目指した県土利用を進めていく必要がある。

(ウ) 美しくゆとりある県土利用

美しくゆとりある県土の利用の観点では、人と自然の営みが調和し相互に作用して良好な状態にあり、県民一人一人がそのように認識する県土の空間的な広がり、県土の美しさにとらえ、地域が主体となってその質を総合的に高めていくことが重要である。

このため、水辺空間^{*20}と一体となったゆとりある都市環境の形成、農山漁村における緑豊かな環境の確保、歴史的・文化的風土の保存、地域の自然的・社会的特性を踏まえた個性ある景観の保全・形成などを進めるとともに、安全で安心できる県土利用、環境首都を目指した県土利用も含め、総合的に県土利用の質的向上を進めていく必要がある。

ウ 県土利用の総合的なマネジメント

県土利用の総合的なマネジメントに関しては、土地利用をめぐる様々な関係性の深まりや多様な主体のかかわりの増大を踏まえ、地域において、総合的な観点で県土利用の基本的な考え方についての合意形成を図ることが必要であ

*16 オープンスペース・・・公園、道路、河川、立入りが可能な空き地等のこと。

*17 ライフライン・・・「生活の幹線、すなわち都市生活を営むうえでの命綱」と定義されるものであり、①公共性が高い、②システムやネットワークが形成されている、③物資・情報等の伝達機能を有している等の特徴を有している。

*18 環境負荷・・・環境に与えるマイナスの影響をさすが、特に環境基本法では「人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。(同法第2条第1項)」とされている。

*19 エコロジカル・ネットワーク・・・自然の保全・再生を図るための手段のひとつ。原生的な自然地域等の重要地域を核として、ラムサール条約等の国際的な視点や生態的なまとまりを考慮した上で、森林、農地、都市内緑地・水辺、河川、海までと、その中に分布する湿原・干潟・藻場・サンゴ礁等を有機的につなぐもの。

*20 水辺空間・・・川辺、湖畔、海岸等水際の空間のこと。

る。

同時に、慎重な土地利用転換、土地の有効利用と適切な維持管理、再利用といった一連のプロセスを管理する視点や、県土利用の質的向上などの視点も踏まえ、地域の実情に即して県土利用の諸問題に柔軟かつ能動的に取り組んでいくことが必要である。

それらに際しては、土地利用の影響の広域性を踏まえ地域間の適切な調整を図ることも重要である。

また、このような地域の主体的な取組を促進していくことが重要である。

エ 課題への対処

これらの課題への対処に当たっては、都市における土地利用の高度化、農山漁村における農用地及び森林の有効利用、両地域を通じた低未利用地の利用促進を図るとともに、都市的土地利用と自然的土地利用の適切な配置と組合せにより調和ある土地利用を進めるなど、地域の自然的・社会的特性を踏まえた上で、県土の有効かつ適切な利用に配慮する必要がある。

さらに、国、県及び市町村による公的な役割の発揮、所有者等による適切な管理に加え、都市住民等の多様な主体による森林づくりや農地の保全管理等直接的な県土管理への参加や、地産地消^{*21}や募金等間接的に県土管理につながる取組などにより、県民一人一人が県土管理の一翼を担う動き、すなわち「県土の県民的経営」を促進していく必要がある。

2 地域類型別の県土利用の基本方向

都市、農山漁村、自然維持地域の県土利用の基本方向を次のとおりとする。

なお、地域類型別の県土利用に当たっては、各地域類型を別個に捉えるだけでなく、各地域類型間の機能分担や交流・連携といった相互のつながりを双方向的に考慮する必要がある。

(1) 都市

市街地については、人口減少と人口構造の変化の中で市街化圧力の低下が見通されることから、これを集約型の都市構造^{*22}を目指す好機ととらえ、温室効果ガスの排出を抑制するなど環境負荷を低減し、安全・安心かつゆとりのある都市環境の形成を目指すことが重要となっている。このため、既成市街地においては土地利用の高度化を図るとともに、低未利用地の有効活用を図るなど、コンパクトなまちづくりを推進する。

*21 地産地消・・・地域で生産された農産物や水産物をその地域で消費すること。

*22 集約型の都市構造・・・都市内の一定の地域を、都市機能の集積を促進する拠点(集約拠点)として位置づけ、集約拠点と都市内のその他の地域を公共交通ネットワークで有機的に連携させる都市構造のこと。

市街化を図るべき区域においては、地域の実情に応じ、都市施設の整備を推進するなど、計画的に良好な市街地等の整備を図る。

また、農山漁村との相互の機能分担、交流・連携による健全な調和を図りつつ、効率的な土地利用を図ることとし、新たな土地需要については低未利用地の活用を優先させ、自然的土地利用からの転換は抑制することを基本とする。

また、自然条件や防災施設の整備状況を考慮した県土利用への誘導、諸機能の分散配置、地域防災拠点の整備、公園や緑地などオープンスペースの確保、通信施設を始めとしたライフラインの多重化・多元化等により、災害に対する安全性を高め、災害に強い都市構造の形成を図る。

あわせて、住居系、商業系、業務系等の多様な機能をバランス良く配置すること、健全な水循環系の構築や資源・エネルギー利用の効率化等に配慮した整備を行うことなどにより、都市活動による環境への負荷が少ない都市の形成を図るとともに、美しく良好なまちなみ景観を形成すること、また緑地や水辺空間をエコロジカル・ネットワークの形成に配慮しつつ確保することにより、美しくゆとりある環境の形成を図る。

その他都市的利用の増大が見込まれる地域については、将来の人口、産業等の動向や、周辺地域を始めとする各地域との交流・連携の進展の状況等を見通し、自然条件に配慮しつつ、計画的かつ適切な土地利用を推進する。

(2) 農山漁村

農山漁村については、生産と生活の場であるだけでなく、豊かな自然環境や美しい景観を提供する等、県民共有の財産であるという認識の下、地域特性に配慮した良好な生活環境を整備するとともに、徳島県食料・農林水産業・農山漁村基本条例の趣旨を踏まえつつ、京阪神への生鮮食料供給地や県産材の生産地等としての多様なニーズに対応した農林水産業の展開、地域産業の振興や地域に適合した諸産業の導入、余暇需要への対応等により総合的に就業機会を確保し、健全な地域社会を築いていく。

このような対応の中で、優良農用地^{*23}及び森林を確保し、その整備と利用の高度化を図るとともに、地域の住民を含む多様な主体の参画により、県土資源の適切な管理を図る。

また、あわせて二次的自然^{*24}としての農山漁村における景観、エコロジカル・ネットワークを構成する生態系の維持・形成を図るとともに、都市との機能分担、交流・連携を促進することを通じ、効率的な土地利用を図る。

特に、農業の規模拡大が比較的容易な地域にあつては生産性の向上に重点を置

*23 優良農用地・・・土地生産力が高くかつ少なくとも数10ha以上の規模で集団化していて労働生産性の向上に期待がもてる農用地、または農業に対する公共投資の対象となった農地のこと。

*24 二次的自然・・・人間の働きかけと自然の循環システムとの相互関係によって形成された半人工的な自然のこと。農林業的土地利用が行われている地域の自然がその代表的なものである。

いて、農業生産基盤^{*25}の整備と効率的かつ安定的な農業経営の担い手への農用地の集積を図る。

中山間地域^{*26}等農業等の生産条件や交通等の生活条件が不利な地域にあっては、生産条件の不利を補正するとともに、地域資源の総合的な活用等による地域の活性化を踏まえた土地利用を図る。

また、農地と宅地が混在する地域においては、地域住民の意向に配慮しつつ、農村地域の特性に応じた良好な生産及び生活環境の一体的な形成を進め、農業生産活動と地域住民の生活環境が調和するよう、地域の実情に応じた計画的かつ適切な土地利用を図る。

(3) 自然維持地域

高い価値を有する原生的な自然^{*27}を守るべき地域や、野生生物の重要な生息・生育地、すぐれた自然の風景地など、自然環境の保全を旨として維持すべき地域については、エコロジカル・ネットワークの形成上、中核的な役割を果たすことから、野生生物の生息・生育空間の適切な配置や連続性を確保しつつ、自然環境が劣化している場合は再生すること等により、適正に保全していく。

その際、外来生物^{*28}の侵入や野生鳥獣被害の防止に努めるとともに、都市・農山漁村との適切な関係の構築を図る。あわせて、自然環境データの整備の推進等を図る。

また、適正な管理の下で、自然の特性を踏まえつつ、自然体験や学習を通じて自然界のルールを知り、自然の尊厳や価値を体感する場としての利用を図る。

3 利用区分別の県土利用の基本方向

利用区分別の県土利用の基本方向は、次のとおりとする。

なお、それぞれの利用区分を別個にとらえるだけでなく、安全で安心できる県土利用、環境首都を目指した県土利用、美しくゆとりある県土利用といった横断的な観点や相互の関連性に十分留意する必要がある。

(1) 農用地

農用地については、効率的な利用と生産性の向上を図るとともに、将来にわた

*25 農業生産基盤・・・農業生産に必要な農用地，農業用排水施設，農道等の固定資本（土地に固定された施設の蓄積）のこと。

*26 中山間地域・・・「農林統計に用いる農業地域類型」に区分された中間農業地域と山間農業地域をさす。食料・農業・農村基本法では、「山間地及びその周辺の地域その他の地勢等の地理的条件が悪く，農業の生産条件が不利な地域（同法第35条第1項）」とされている。

*27 原生的な自然・・・人の活動による影響を受けたことのない自然又はかつて影響を受けたが現在はその影響がほとんど残っていない自然のこと。

*28 外来生物・・・もともとその地域にいなかったのに，人間の活動によって他の地域から入ってきた生物のこと。

る食料の安定的供給を確保し、特に、生産と消費の距離が近いという本県農業の特性を活かし、京阪神地域等への安全で安心な生鮮食料供給地としての本県の地位と役割の一層の強化を図ることを目標として、必要な農用地の確保と整備を図る。

また、不断の良好な管理を通じて、県土保全等の農業のもつ多面的機能が高度に発揮されるよう配慮するとともに、環境負荷の少ない農業生産の推進を図る。

特に、中山間地域においては、農業生産活動を通じて農用地が県土保全などに果たす役割を踏まえ、耕作放棄地の発生防止と解消に努め、地域条件を活かした農業の展開のための生産基盤の整備・保全を図る。

なお、市街化区域内農地については、良好な都市環境の形成の観点からも、保全を視野に入れながら、計画的な利用を図る。

(2) 森林

森林については、温室効果ガス吸収源対策の着実な実施、森林資源の成熟化、木材の需給動向の変化等を踏まえ、将来世代が木材生産等の経済的機能を始めとする森林の持つ多面的機能を享受できるよう、緑豊かで美しい森林づくりに向けて、多様で健全な森林の整備と保全を図る。

また、都市及びその周辺の森林については、良好な生活環境を確保するために、積極的に緑地としての保全及び整備を図るとともに、農山漁村集落周辺の森林については、地域社会の活性化に加え多様な県民の要請に配慮しつつ、適正な利用を図る。

さらに、原生的な森林や貴重な動植物が生息・生育する森林等自然環境の保全を図るべき森林については、その適正な維持・管理を図る。

(3) 原野

原野のうち、湿原、水辺植生、野生生物の生息・生育地等貴重な自然環境を形成しているものについては、生態系及び景観の維持等の観点から保全を基本とし、劣化している場合は再生を図る。

その他の原野については、地域の自然環境を形成する機能に十分配慮しつつ、適正な利用を図る。

(4) 水面・河川・水路

水面・河川・水路については、河川氾濫地域における安全性の確保、農業用排水路の整備等に要する用地の確保を図るとともに、施設の適切な維持管理・更新や水面の適正な利用を通じて、既存用地の持続的な利用を図る。

また、水面、河川及び水路の整備に当たっては、流域の特性に応じた健全な水循環系の構築等を通じ、自然環境の保全・再生に配慮するとともに、自然の水質浄化作用、生物の多様な生息・生育環境、うるおいのある水辺環境、都市におけ

る貴重なオープンスペース、熱環境の改善^{*29}等多様な機能の維持・向上を図る。

(5) 道路

道路のうち一般道路については、広域交通ネットワークを形成する等地域間の交流・連携を促進する視点に立って、県土の有効利用及び良好な生活・生産基盤の整備を進めるため、必要な用地の確保を図るとともに、施設の適切な維持管理・更新を通じて、既存用地の持続的な利用を図る。

一般道路の整備に当たっては、道路の安全性、快適性等の向上並びに防災機能及び公共・公益施設^{*30}の収容機能等の発揮に配慮するとともに、個性ある景観の形成、環境の保全に十分配慮する。

特に市街地においては、道路緑化の推進等により、良好な沿道環境の保全・創造に努める。

また、農道及び林道については、農林業の生産性の向上並びに農用地及び森林の適正な管理を図るため、必要な用地の確保を図るとともに、施設の適切な維持管理・更新を通じて既存用地の持続的な利用を図る。

農道及び林道の整備に当たっては、自然環境の保全に十分配慮する。

(6) 住宅地

住宅地については、成熟化社会^{*31}にふさわしい豊かな住生活の実現、秩序ある市街地形成の観点から、耐震・環境性能を含めた住宅ストック^{*32}の質の向上を図るとともに、住宅周辺的生活関連施設^{*33}の整備を計画的に進めながら、良好な居住環境が形成されるよう、必要な用地の確保を図る。

また、災害に関する地域の自然的・社会的特性を踏まえた適切な県土利用を図る。

特に都市地域においては、環境の保全に配慮しつつ、都市の規模や機能に応じて、土地利用の高度化や低未利用地の有効利用によるオープンスペースの確保、道路の整備など、安全性の向上とゆとりある快適な環境の確保を図る。

(7) 工業用地

工業用地については、企業の立地が地域経済の発展に大きく貢献し、県民所得

*29 熱環境の改善・・・緑地・水面等を効率的に配置することにより、ヒートアイランド現象を改善すること。なお、ヒートアイランド現象とは、人工物の増加、地表面のコンクリートやアスファルトによる被覆に伴う自然的な土地の被覆の減少、冷暖房などの人口排熱の増加により、地表面の熱収支バランスが変化し、都心域の気温が郊外に比べて高くなる現象のこと。

*30 公共・公益施設・・・電気、ガス、水道、下水道、電話、地下街等の施設のこと。

*31 成熟化社会・・・量的拡大のみを追及する経済成長が収束に向かう中で、精神的豊かさや生活の質の向上を重視する社会のこと。

*32 住宅ストック・・・既存のものあるいは新規に供給されることで蓄積される我が国の住宅全体のこと。

*33 生活関連施設・・・学校、病院、公民館、公園、図書館等の教育、厚生、福祉、文化施設、スーパーマーケット、食堂等の消費施設、交通施設、その他の都市基盤施設のこと。

の向上を図る上で重要なものであるとの認識の下、環境の保全等に配慮するとともに、情報化やグローバル化^{*34}の進展等にもなう産業の高付加価値化や構造変化、産業・物流インフラ^{*35}の整備状況、地域産業活性化の動向、地域資源^{*36}を重視した工場の立地動向を踏まえ、工業生産に必要な用地の確保を図る。

また、工場移転等にもなう生ずる工場跡地については、土壌汚染調査や対策を講ずるなど、環境保全及び周辺の土地利用に十分留意して、有効利用を図る。

(8) その他の宅地

その他の宅地については、市街地の再開発等による土地利用の高度化、中心市街地における教育文化施設・医療施設・社会福祉施設等の整備や商業の活性化並びに良好な環境の形成に配慮しつつ、事務所・店舗用地について、経済のソフト化^{*37}・サービス化^{*38}の進展等に対応して、必要な用地の確保を図る。

また、郊外の大規模集客施設^{*39}については、周辺の都市構造へ広域的な影響を及ぼすことから、地域の合意形成や周辺の土地利用との調整を勘案するとともに、周辺の環境、景観との調和を踏まえた適正な立地を図る。

(9) 公用・公共用施設用地

文教施設、公園緑地、厚生福祉施設、交通施設、官公署等の公用・公共用施設の用地については、県民生活上の重要性と県民のニーズの多様化を踏まえ、環境の保全に配慮して、必要な用地の確保を図る。

また、施設の整備にあたっては、耐震性の確保と災害時における施設の活用にも配慮するとともに、施設の拡散を防ぐ観点から空屋・空店舗の再生利用や街なか立地に配慮する。

(10) レクリエーション用地

レクリエーション用地については、県民の価値観の多様化や国際観光の振興、自然とのふれあい志向の高まりを踏まえ、県民の健康増進への配慮や自然環境の

*34 グローバル化・・・全世界的、地球規模的になること。人々の社会的、経済的な活動等が、国境を越え、世界的な規模に拡大し、展開されること。

*35 産業・物流インフラ・・・産業集積を促進するための工場、事業場、人材育成施設、物流施設等の基盤のこと。

*36 地域資源・・・土地、水、自然等の県土資源を地域レベルでとらえ直したものに、人的資源、伝統文化、地域の農林水産物を加えたもの。

*37 ソフト化・・・装置、施設(ハード)を主体とした追求から、その利用技術(ソフト)を主体とした追求へと経済社会活動の目的が移っていく流れをいう。サービス化と併せて用いられることが多い。

*38 サービス化・・・経済社会活動における非物的価値の増大のこと。具体的には、第三次産業のような、物的な価値ではなく主として行為に価値を置く業種が拡大する状況をいう。ただし、必ずしも産業の分野に限るものではなく、あらゆる分野でこの傾向がみられる。

*39 大規模集客施設・・・都市計画法の特定大規模建築物と同義。床面積1万㎡超の店舗、映画館、アミューズメント施設、展示場等をさす。

保全を図りつつ、地域の個性や資源を生かした計画的な整備と有効利用を図る。

その際、余暇やスポーツを通じて、すべての県民が健康で活気にあふれた地域づくりに参加できるよう、森林、河川、沿岸域^{*40}等の余暇空間としての利用や施設の適切な配置とその広域的な利用に配慮する。

(11) 低未利用地

低未利用地のうち、工場跡地等都市の低未利用地は、再開発用地や防災・自然再生のためのオープンスペース、公共施設用地、居住用地、事業用地等としての活用を図る。

農山漁村の耕作放棄地は、所有者等による適切な管理に加え、多様な主体の参画を促し、農用地としての活用を積極的に図るとともに、それぞれの地域の状況に応じて森林等農用地以外への転換による有効利用を図る。

(12) 沿岸域

沿岸域については、漁業、海上交通、レクリエーション等各種利用への多様な期待があることから、海上における安全確保、自然環境及び景観の保全、水産資源の保護等に十分留意するなど、海域と陸域との一体性に配慮しつつ、長期的視点に立った総合的利用を図る。

この場合、環境の保全と県民に開放された親水空間^{*41}としての適正な利用に配慮する。

また、沿岸域の多様な生態系及び景観の保全・再生や漂着ゴミ対策、汚濁負荷対策を図るとともに、県土の保全と安全性の向上に資するため、海岸の保全を図る。

第2 県土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標及びその地域別の概要

1 県土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標

(1) 目標年次及び基準年次

計画の目標年次は平成30年とし、基準年次は平成17年とする。

(2) 前提となる人口及び世帯数

県土の利用に関して基礎的な前提となる人口と一般世帯数については、平成30年において、それぞれおよそ76万人、およそ29万3千世帯になるものと想定する。

(3) 利用区分

*40 沿岸域・・・海岸線を挟み相互に密接な関係を有する沿岸の陸域と海域を一体としてとらえた範囲のこと。

*41 親水空間・・・地域住民等が河川、海岸、水路等の水に親しむことができる場を立体的・空間的に呼称したもの。

県土の利用区分は、農用地、森林、宅地等の地目別区分及び市街地とする。

(4) 規模の目標を定める方法

県土の利用区分ごとの規模の目標については、利用区分別の県土の利用の現況と変化についての調査に基づき、将来人口等を前提とし、用地原単位^{*42}等をしんしゃくして、利用区分別に必要な土地面積を予測し、土地利用の実態との調整を行い定めるものとする。

(5) 規模の目標

県土の利用に関する基本構想に基づく平成30年の利用区分ごとの規模の目標は、次表のとおりである。

なお、以下の数値については、今後の経済社会の不確定さなどにかんがみ、弾力的に理解されるべき性格のものである。

表 県土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標

(単位：ha, %)

	平成17年	平成30年	構 成 比	
			17年	30年
農用地	32,510	30,880	7.8	7.4
農地	32,400	30,770	7.8	7.4
採草放牧地	110	110	0.0	0.0
森林	312,950	312,390	75.5	75.3
原野	1,560	1,550	0.4	0.4
水面・河川・水路	16,300	16,360	3.9	3.9
道路	12,130	12,980	2.9	3.1
宅地	14,820	15,360	3.6	3.8
住宅地	9,440	9,770	2.3	2.4
工業用地	1,080	1,090	0.3	0.3
その他の宅地	4,300	4,500	1.0	1.1
その他	24,260	25,200	5.9	6.1
合計	414,530	414,720	100.0	100.0

*42 用地原単位・・・土地利用に関係した諸指標に対し、指標の単位規模当たりで必要な用地の量(面積)のこと。

市街地	5, 630	5, 630	—	—
-----	--------	--------	---	---

注 1 10 ha 単位で整理している。

2 道路は、一般道路並びに農道及び林道である。

3 市街地は、「国勢調査」の定義による人口集中地区である。

2 地域別の概要

地域別の利用区分ごとの規模の目標を定めるに当たっては、土地、水、自然等の県土資源の有限性を踏まえ、地域の個性や多様性を活かしつつ地域間の均衡ある発展を図る見地から、必要な基礎条件を整備し県土全体の調和ある有効利用とともに、環境の保全が図られるよう適切に対処する必要がある。

(1) 地域区分

地域区分は、東部地域（徳島市，鳴門市，小松島市，吉野川市，阿波市，勝浦町，上勝町，佐那河内村，石井町，神山町，松茂町，北島町，藍住町，板野町，上板町の5市9町1村），南部地域（阿南市，那賀町，牟岐町，美波町，海陽町の1市4町）及び西部地域（美馬市，三好市，つるぎ町，東みよし町の2市2町）とする。

(2) 目標年次の地域別総人口

計画の目標年次，基準年次，県土の利用区分及び利用区分ごとの規模の目標を定める方法は，1に準ずるものとする。

平成30年における東部地域の人口はおよそ57万4千人程度，南部地域の人口はおよそ10万4千人程度，西部地域の人口は8万2千人程度前提とする。

(3) 地域別の規模の目標

平成30年における県土の利用区分ごとの規模の目標の地域別の概要は，次のとおりである。

ア 農用地については，優良農用地を確保するとともに，効率的な利用と生産性の向上を図ることとし，全体として減少するものの，東部地域においては18,220ha，南部地域においては7,380ha，西部地域においては5,280ha程度となる。

イ 森林については，適切な整備と保全を図ることとし，東部地域においては65,810ha，南部地域においては128,760ha，西部地域においては117,820ha程度となる。

ウ 原野については、東部地域においては10ha、南部地域においては60ha、西部地域においては1,480ha程度となる。

エ 水面・河川・水路については、東部地域においては8,520ha、南部地域においては4,080ha、西部地域においては3,760ha程度となる。

オ 道路については、広域交通ネットワークの形成等必要な整備を行うことにより、東部地域においては6,470ha、南部地域においては2,790ha、西部地域においては3,720ha程度となる。

カ 宅地のうち、住宅地については、人口動向や世帯数等が反映され、その拡大傾向は弱まり、東部地域においては6,780ha、南部地域においては1,480ha、西部地域においては1,510ha程度となる。

工業用地については、東部地域においては710ha、南部地域においては340ha、西部地域においては40ha程度となる。

その他の宅地については、経済のソフト化・サービス化の進展にともない、東部地域においては3,180ha、南部地域においては610ha、西部地域においては710ha程度となる。

キ その他については、他の土地利用との関係から、東部地域においては14,440ha、南部地域においては4,460ha、西部地域においては6,300ha程度となる。

ク 市街地の面積については、人口減少となるものの、全体的にはほぼ現状を維持することを見越し、東部地域においては5,330ha、南部地域においては140ha、西部地域においては160ha程度となる。

ケ 上記利用区分別の規模の目標については、(2)で前提とした各地域の人口に関して、なお変動があることも予想されるので、流動的な要素があることを留意しておく必要がある。

第3 第2に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要

第2に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要は、次のとおりである。

これらの措置については、安全で安心できる県土利用、環境首都を目指した県土利用、美しくゆとりある県土利用等の視点を総合的に勘案した上で実施を図る必要がある。

1 公共の福祉の優先

土地については、公共の福祉を優先させるとともに、その所在する地域の自然的、社会的、経済的及び文化的諸条件に応じて適正な利用が図られるよう努める。

このため、各種の規制措置、誘導措置等を通じた総合的な対策の実施を図る。

2 国土利用計画法等の適切な運用

国土利用計画法及びこれに関連する土地利用関係法である都市計画法、農業振興地域の整備に関する法律、森林法、自然公園法、自然環境保全法等の適切な運用により、また、全国計画、本計画及び市町村計画等地域の土地利用に関する計画を基本として、土地利用の計画的な調整を行い、適正な土地利用の確保と地価の安定を図る。

その際、土地利用の影響の広域性を踏まえ、市町村等関係行政機関相互間の適切な調整を図る。

3 地域整備施策の推進

地域の個性や多様性を活かしつつ、県土の均衡ある発展を図るため、地域の特性を活かした地域整備施策を推進し、都市及び農山漁村における総合的環境の整備を図る。

その際、地域間の機能分担と交流・連携を促進し、地域の活性化と自立的な発展を図ることに留意する。

また、事業の計画等の策定に当たっては、社会的側面、経済的側面、環境的側面などについて総合的に配慮する。

4 安全で安心な県土の形成

(1) 治水・防災対策、水資源の確保

県土の保全と安全性の確保のため、水系ごとの治水施設等の整備と流域内の土地利用との調和、地形等自然条件と土地利用配置との適合性、風水害・高潮及び地震・津波への対応に配慮しつつ、適正な土地利用への誘導を図るとともに、県土保全施設の整備を推進する。

特に、今後30年以内に60%程度の確率で発生すると予測される南海地震に備え、地震・津波対策を最重要かつ緊急の課題として取り組む必要があるため、地域防災力の強化を図るとともに、建築物の耐震化の促進、海岸保全施設の補強・整備の促進、浸水予測図等の作成による住民等への周知等総合的な対策を図っていく。

また、渇水に備えるため、節水や水の循環利用の促進、安定した水資源の確保等の総合的な対策を推進する。

(2) 森林の適切な管理

森林の持つ県土の保全と安全性の確保に果たす機能の向上を図るため、流域を

基本的な単位として、地域特性に応じて、間伐を始めとする森林の整備、保安林の適切な管理及び治山施設^{*43}の整備等を進め、森林の管理水準の向上を図る。

その際、高性能林業機械^{*44}の導入や林道・作業道などの路網整備^{*45}、県産材の利用並びに生産、流通及び加工段階における条件整備、林業の担い手の育成等を進めるとともに、森林管理への県民の理解と多様な主体の参加、山村における生活環境の向上を図るなど、森林管理のための基礎条件を整備する。

(3) 安全性の向上

県土レベルでの安全性を高めるため、基幹的交通、通信ネットワークの代替性の確保、諸機能の分散等を図る。

また、地域レベルにおける安全性を高めるため、市街地等において、災害に配慮した土地利用への誘導、県土保全施設や地域防災拠点の整備、諸機能の分散配置、オープンスペースの確保、ライフラインの多重化・多元化、危険地域についての情報の周知等を図る。

5 環境の保全と美しい県土の形成

(1) 低炭素社会の実現

温室効果ガスの排出が抑制された低炭素社会の実現を目指すため、徳島県地球温暖化対策推進条例に基づき、再生可能エネルギーの導入や低炭素型物流体系の形成などの発生源対策、都市における緑地・水面等の効率的な配置や森林の整備・藻場の造成などの吸収源対策等の施策を講ずることにより、環境負荷の小さな都市等の構造や経済社会システムの形成に向けて適切な土地利用を図る。

(2) 循環型社会の形成

循環型社会の形成に向け、廃棄物の発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）のいわゆる「3R」を一層推進するとともに、発生した廃棄物の適正な処理を行うための広域的・総合的なシステムを形成するため、環境の保全に十分配慮しつつ、適切な土地利用を図る。

また、廃棄物の不適正処理の防止や、行政処分の徹底など適切な処理の確保に努める。

(3) 生活環境の保全

生活環境の保全を図るため、大気汚染、騒音等の著しい交通施設等の周辺において、緑地帯の設置、倉庫、事業所等の適切な施設の誘導等により土地利用の適

*43 治山施設・・・土砂崩壊や土砂流出、地すべり等を防止するために設置される堰堤等の施設のこと。

*44 高性能林業機械・・・従来のチェーンソーや刈払機等の機械に比べて、作業の効率化、身体への負担の軽減等、性能が著しく高い林業機械のこと。

*45 路網整備・・・間伐や除伐など森林の手入れや管理が効率的かつ効果的に行われるよう、林道や作業道等を整備すること。

正化を図る。

また、緩衝緑地の設置や住居系、商業系、工業系等の用途区分に応じた適正な土地利用への誘導を進める。

(4) 水環境の保全

農用地や森林の適切な維持管理，雨水の地下浸透の促進，環境用水^{*46}の確保，下水道等の整備・促進，水辺地等の保全による河川，沿岸域等の自然浄化能力の維持・回復，地下水の適正な利用等を通じ，水環境^{*47}への負荷を低減し，健全な水循環系の確保を図る。

特に，瀬戸内海等の閉鎖性水域^{*48}に流入する流域において，水質保全に資するよう，生活排水や工場排水などによる汚濁負荷と，市街地・農地などの面源負荷^{*49}の削減を同時に進めるとともに，緑地の保全を始めとする自然環境の保全のための土地利用制度の適切な運用に努める。

また，土壤汚染の防止と汚染土壌による被害の防止に努める。

(5) 自然環境の保全

高い価値を有する原生的な自然については，国立公園，国定公園及び県立自然公園制度等を活用し適正な行為規制や公有地化により厳正な保全を図る。

野生生物の生息・生育，自然風景，稀少性等の観点からみてすぐれている自然については，行為規制等により適正な保全を図る。

二次的な自然については，適切な農林漁業活動や多様な主体による保全活動の促進，必要な施設の整備等を通じて自然環境の維持・形成を図る。

自然が劣化・減少した地域については，自然の再生・創出により質的向上・量的確保を図る。

この場合，いずれの地域においても，生物の多様性を確保する観点から，外来生物の侵入防止やエコロジカル・ネットワークの形成に配慮する。

また，それぞれの自然の特性に応じて自然とのふれあいの場を確保する。

さらに，野生鳥獣による被害の防止や健全な地域個体群の維持を図るため，科学的・計画的な保護管理を図る。

(6) 美しい山河や海岸の保全

*46 環境用水・・・水質の浄化，親水空間の創出，修景，生態系の保護等自然環境，社会環境，生活環境の維持改善を図ることを目的とする用水のこと。

*47 水環境・・・水を中心に捉えた環境のこと。水質，水量，水生生物，水辺地を含む概念であり，この場合の環境とは，特に人間に豊かな恵みをもたらすものとして捉えている。

*48 閉鎖性水域・・・湖沼，内湾，内海など水の出入りが少ない水域のこと。一般に水質汚濁が進行しやすい。

*49 面源負荷・・・汚濁物質の排出ポイントが特定しにくく，面的な広がりを有する市街地，農地，森林などからの負荷のこと。

安全・環境・景観に配慮しつつ、下流への土砂供給や海岸浸食対策など山地から海岸までの一貫した総合的な土砂管理の取組を通じて、土砂の移動等により形成される美しい山河や白砂青松の海岸の保全・再生を図る。

また、土砂採取に当たっては、環境・景観の保全や経済社会活動などに配慮しつつ適切な管理を図る。

(7) 良好な景観等の保護

遍路道やうだつの町並みを始めとする歴史的・文化的遺産の保存を行うとともに、文化財の保護等を図るため、開発行為等の規制を行う。

また、都市においては、美しく良好なまちなみ景観や緑地・水辺景観、農山漁村においては、二次的自然としての景観の維持・形成を図る。

(8) 環境影響評価^{*50}等の推進

良好な環境を確保するため、公共事業の計画段階等において環境保全上の配慮を行うこと、開発行為等について必要に応じ環境影響評価を実施することなどにより、適切な環境配慮を促進し、土地利用の適正化を図る。

6 土地利用の転換の適正化

(1) 土地利用転換の基本

土地利用の転換を図る場合には、一旦転換すれば元の状態には容易に戻らないことを十分に認識し、周辺に与える影響の大きさに十分留意した上で、人口及び産業の動向、周辺の土地利用の状況、社会資本の整備状況その他の自然的・社会的条件を勘案して適正に行うこととする。

また、転換途上であっても、これらの条件の変化を勘案して必要があるときは、速やかに計画の見直し等の適切な措置を講ずる。

農林業的土地利用を含む自然的土地利用が減少している一方、低未利用地が増加していることにかんがみ、低未利用地の有効活用を通じて、自然的土地利用の転換を抑制することを基本とする。

(2) 農用地の利用転換

農用地の利用転換を行う場合には、食料生産の確保、農業経営の安定及び地域農業や地域景観・自然環境等に及ぼす影響に留意し、非農業的土地利用との計画的な調整を図りつつ、無秩序な転用を抑制し、優良農用地が確保されるよう十分配慮する。

*50 環境影響評価・・・事業の実施が環境に及ぼす影響について環境の構成要素に係る項目ごとに調査・予測・評価を行うとともに、その事業に係る環境保全のための措置を検討し、その措置が講じられた場合における環境影響を総合的に評価すること。

(3) 森林等の利用転換

森林の利用転換を行う場合には、森林の保続培養^{*51}と林業経営の安定に留意しつつ、災害の防止、環境の保全等という森林の公益的機能の低下を防止することに配慮して、周辺の土地利用との調整を図る。

また、原野の利用転換を行う場合には、環境の保全に配慮しつつ、周辺の土地利用との調整を図る

(4) 大規模な土地利用の転換

大規模な土地利用の転換については、その影響が広範であるため、周辺地域をも含めて事前に十分な調査を行い、県土の保全と安全性の確保、環境の保全等に配慮しつつ、適正な土地利用の確保を図る。

また、周辺の土地利用との調整を行いつつ、地域住民の意向等地域の実情を踏まえた適切な対応を図るとともに、市町村の基本構想などの地域づくりの総合的な計画、公共用施設の整備や公共サービスの供給計画等との整合を図る。

(5) 混住地域における土地利用の転換

農山漁村における混住化^{*52}の進行する地域等において土地利用の転換を行う場合には、土地利用の混在による弊害を防止するため、必要な土地利用のまとまりを確保すること等により、農用地、宅地等相互の土地利用の調和を図る。

また、土地利用規制の観点からみて無秩序な施設立地等の問題が生じている地域において、制度的的確な運用等の検討を通じ、地域の環境を保全しつつ地域の実情に応じた総合的かつ計画的な土地利用の実現を図る。

7 土地の有効利用の促進

(1) 農用地

農用地については、本県の生鮮食料供給地としての発展のため、農業生産基盤の整備を計画的に推進するとともに、効率的かつ安定的な農業経営の担い手への農用地の利用集積を図る。

また、利用度の低い農用地について、多様な主体による農業参入や、不作付地の解消、裏作作付の積極的拡大等、有効利用を図るために必要な措置を講ずる。

(2) 森林

森林については、その多面的機能が高度に発揮されるよう、適切な整備・保全

*51 森林の保続培養・・・現在ある森林資源を賦存量、質的狀況、配置等に配慮しながら合理的かつ計画的に維持・増大していくこと。

*52 混住化・・・従来大部分が農家で構成されていた農村地域において、都市からの移住者や農家の分家、離農等の非農家が増加し、農家・非農家が混在した状態で居住する現象のこと。

を行うとともに、林業の持続的かつ健全な発展を図る。

また、美しい景観や、自然とのふれあい、保健休養・癒しの場として価値の高い森林については、森林環境教育や、レクリエーション利用の場として総合的な利用を図る。

さらに、森林の整備を推進する観点から、県産材の利用や、木質バイオマス^{*53}の利活用を促進する。

(3) 水面・河川・水路

水面・河川・水路については、治水及び利水の機能発揮に留意しつつ、生物の多様な生息・生育環境としての機能の発揮のために必要な水量・水質の確保や整備を図るとともに、地域の景観と一体となった水辺空間や水と人とのふれあいの場の形成を図る。

(4) 道路

道路については、電気や水道などの公共・公益施設の地下空間への設置、道路緑化等を推進して、良好な道路景観の形成を図るとともに道路空間の有効利用を図る。

また、交通の安全と円滑を確保するため、交通安全施設の整備及び交通危険箇所等の改良を図るとともに、的確な交通管理を推進する。

(5) 住宅地

住宅地については、居住環境の整備を推進するとともに、需要に応じた適正規模の宅地の供給を促進する。

また、既存ストックの有効活用やすべての人が利用しやすいユニバーサルデザイン^{*54}の導入による中心市街地における街なか居住の促進、住宅の長寿命化や既存住宅の市場整備を通じて、持続的な利用を図る。

さらに、既存市街地においては、低未利用地の活用等による市街地の再開発等を促進するとともに、安全性の向上とゆとりある快適な環境の確保に配慮しつつ、住宅地の高度利用に努める。

(6) 工業用地

工業用地については、情報化やグローバル化の進展等にとともなう産業の高付加価値化や構造変化、工場の立地動向を踏まえ、高度情報通信、研究開発、産業・物流等に関する社会基盤の戦略的、総合的な整備を促進するとともに、質が高く

*53 木質バイオマス・・・林地に放置された間伐材や製材所から出る端材やおが粉、木皮など木質系の生物体総量のこと。また、これらの生物体をエネルギー源に用いるとき、これを木質バイオマスエネルギーという。

*54 ユニバーサルデザイン・・・年齢、性別、身体的能力、言語などにかかわらず、あらかじめ多様なニーズを考慮して、すべての人が安全に安心して、簡単かつ快適に利用できるように、施設、製品、サービスを計画、設計する考え方のこと。

コストの低い工業用地の整備を計画的に進める。

その際、地域社会との調和及び公害防止の充実を図る。また、未分譲工業団地や工場跡地等の利用の促進を図る。

(7) 低未利用地

低未利用地のうち、耕作放棄地については、県土の有効利用並びに県土及び環境の保全の観点から、周辺土地利用との調整を図りつつ、農用地としての活用を積極的に促進するとともに、地域の状況に応じて森林等農用地以外への転換を図る。

また、農用地等から宅地へと転換された後に低未利用地となった土地については、新たな土地需要がある場合には県土の有効利用の観点から優先的に再利用を図る一方、状況に応じて自然の再生を図るなど、地域の実情を踏まえて計画的かつ適正な活用を促進する。

(8) 良好な土地管理と有効な土地利用への誘導

土地の所有者が良好な土地管理と有効な土地利用を図るよう誘導する。

あわせて、定期借地権制度^{*55}の活用等による有効な土地利用を図る。

特に市街化区域内農地について、宅地化するものと保全するものの区分を踏まえ、これらを活用した計画的なまちづくりを推進する。

8 多様な主体の参画による県土の管理

土地所有者以外の者が、それぞれの特長を活かして県土の管理に参加することにより、県土の管理水準の向上など直接的な効果だけでなく、地域への愛着のきっかけや、地域における交流促進、土地所有者の管理に対する関心の喚起など適切な県土の利用に資する効果が期待できる。

このため、国や県、市町村による公的な役割、所有者等による適切な管理に加え、森林づくり活動、棚田等を始めとする農地の保全管理活動への参加、地産地消や県産材の利用の促進、協働の森づくり事業^{*56}等の緑化活動に対する寄付など、所有者、地域住民、企業、NPO法人(特定非営利活動法人)、行政、他地域の住民など多様な主体が様々な方法により県土の適切な管理に参画していく、県土の県民的経営の取組を推進する。

9 県土に関する調査の推進及び成果の普及啓発

*55 定期借地権制度・・・更新がなく、定められた契約期間で借地関係が終了するという借地権(定期借地権)を制度化したもので、具体的には、期間が50年以上とされている一般定期借地権、30年以上とされている建物譲渡特約付借地権、10年から20年とされている事業用借地権の3類型がある。

*56 協働の森づくり事業・・・企業や一般の家庭から排出するCO₂のうち、自身で削減できない部分を森づくりの分野で埋め合わせる、いわゆる「カーボンオフセット」の仕組みをモデル的に実施する事業のこと。

県土の科学的かつ総合的な把握を一層充実するため、国土調査^{*57}、土地基本調査^{*58}、自然環境保全基礎調査^{*59}等県土に関する基礎的な調査を推進するとともに、その総合的な利用を図る。

また、高齢化や不在村化の進展により森林や農地等において境界や所有者が不明となる土地が発生することを防ぐ観点から、境界の保全や台帳の整備等の取組を推進する。

さらに、県民の県土に対する理解を促し、計画の総合性及び実効性を高めるため、調査結果の普及及び啓発を図る。

10 指標の活用と進行管理

適切な県土の利用に資するため、計画の推進等に当たって、各種指標の活用を図る。

また、今後の県土の利用をめぐる経済社会の大きな変化を踏まえ、計画策定より概ね5年後に計画の総合的な点検を行う。

*57 国土調査・・・①地籍調査，②土地分類調査，③水調査，④①～③の基礎とするために行う調査のこと。国土調査法に基づく調査であり，本調査により得られる成果は，土地利用計画の策定や公共事業を推進する際の基礎資料としても用いられている。

*58 土地基本調査・・・我が国の土地の所有・利用構造を総合的に把握するため，土地基本法に基づき行われる全国の法人及び世帯を対象とする大規模な統計調査。本調査により，全国の法人や世帯の土地の所有や利用の状況，土地所有者の属性，土地取得時期や取得方法等が明らかにされている。

*59 自然環境保全基礎調査・・・自然環境の保全を図るため，国が自然環境保全法に基づいて実施する基礎的な調査のこと。これまでに，植生，野生動物，河川，湖沼，海岸等の自然環境に関する調査が行われている。